○財務省告示第三百四十三号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年三月財務省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月十一日

財務大臣　安住　淳

近畿財務局大津財務事務所の項中「滋賀県大津市御陵町三―五」を「滋賀県大津市京町三―一一」に改める。

○財務省告示第三百四十四号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年三月財務省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月十一日

財務大臣　安住　淳

近畿財務局大津財務事務所の項中「滋賀県大津市御陵町三番五号」を「滋賀県大津市京町三丁目一番一号」に改める。

○農林水産省告示第千九百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字滝字中谷四五七の三、四五八、字中尾四八二、四八三の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及びかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県西牟婁郡白浜町神宮寺字上ミ向二四六、二四八から二五〇まで、二六四から二六六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市小谷字九郎蔵七の一（次の図に示す部分に限る。）、字ズミ一四五の二、二四六の一から一四六の三まで、一四六の六、一四七の一、一四七の二、一四八の一、一四九の一、一四九の二、一五〇の一、一五〇の二、一五一の一、一五一の二、東牟婁郡北山村大字七色字不動谷六〇五、六〇六、六〇七の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁並びに田辺市役所及び北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県橋本市谷奥深字大迫二二三、字戸西谷二七六、二八一（次の図に示す部分に限る。）、二八一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大迫二二三・字戸西谷二七六・二八一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市中辺路町野中字廣見川二二五九の三から二二五九の一二まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県伊都郡高野町大字湯川字竹垣内六四八の四、六四八の八、六四八の九、六四八の一、六四八の一三、六四八の一六、六四八の一七、六四八の二一、六四八の二八、六七三の八、六七六の八から六七六の一〇まで、六八三、六八五の三、六八五の六、六八五の八から六八五の一一まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹垣内六四八の四、六四八の八、六四八の九、六四八の一、六四八の一三、六四八の一六、六四八の一七、六四八の二一、六四八の二八、六七三の八、六七六の八から六七六の一〇まで、六八三、六八五の三、六八五の六、六八五の八から六八五の一一まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）